

# 放射性物質用グローブボックスの製作

## 仕 様 書

令和6年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉サイクル研究開発センター

燃料材料開発部 集合体試験課

## 1. 一般仕様

### 1.1 件名

放射性物質用グローブボックスの製作

### 1.2 目的

本仕様書は、「常陽」照射による医用RI製造技術開発及び付帯設備整備の一環として、常陽で照射されたRI材料の除染、分析を行うために照射燃料集合体試験施設（以下、FMFという。）内に設置するグローブボックス（以下、GBという。）を製作するものである。核燃料物質使用施設内に設置する放射性同位元素取扱設備であるため、炉規法及びRI規制法に基づく対応が必要である。本装置を導入することは、「常陽」が再稼働後実施するRI製造試験を実施する上で必要である。

### 1.3 契約範囲

#### 1.3.1 契約範囲内

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1) GBの製作       | 1 式 |
| 2) 給気系及び排気系の設計 | 1 式 |
| 3) 設計役務        | 1 式 |
| 4) 据付調整        | 1 式 |

#### 1.3.2 契約範囲外

- 1) 第1章3項1号記載の契約範囲内に記載なきもの

### 1.4 納期

令和7年3月21日（金）

### 1.5 納入場所及び納入条件

#### (1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
FMF内指定場所

#### (2) 納入条件

据付調整後渡し

### 1.6 検収条件

第1章5項に示す納入場所に据付後、第2章6項に定める試験検査並びに第1章8項に示す提

出図書の合格をもって検収とする。

### 1.7 保証

第2章に定める設計仕様及び機能要求を満足し、負圧条件における運転ができることを保証すること。

### 1.8 提出図書

図 書 名	提 出 時 期	部 数	機 構 の 確 認
工程表	契約後速やかに	3 部	不要
確認図	製作着手前	1 部	要
試験検査要領書	※確認後コピー3部提出のこと 検査着手前	1 部	要
工場立会検査申請書	※確認後コピー3部提出のこと 検査日の1週間前まで	3 部	不要
試験検査成績書	納入時	3 部	不要
設計説明書	納品時	3 部	不要
取扱説明書	納入時	3 部	不要
完成図	納入時	3 部	不要
委任又は下請負届（機構 指定様式）	作業開始2週間前まで※下請負等 がある場合に提出のこと。	1 式	要

（提出場所）

日本原子力研究開発機構  
高速炉サイクル研究開発センター  
燃料材料開発部 集合体試験課

### 1.9 支給品

- 1) 品名：電気、水
- 2) 数量：機構側担当者と協議の上決定する。
- 3) 支給場所：FMF内での搬入設置作業場所及び検査作業場所
- 4) 支給時期：搬入設置作業及び検査作業時
- 5) 支給方法：機構側担当者と協議の上決定する。

### 1.10 貸与品

- 1) 品名：①設置予定個所の平面図②管理区域内の作業着、作業靴

- 2) 数量：機構側担当者と協議の上決定する。
- 3) 引渡場所：FMF
- 4) 引渡時期：①契約後速やかに②搬入設置作業及び検査作業時
- 5) 引渡方法：機構側担当者と協議の上決定する。

#### 1.11 品質管理

- (1) 原子力機構の「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書」を遵守して、本仕様書に定められた作業を行うこととする。
- (2) 当該契約にて取り扱う設備（グローブボックス）は、原子力安全の観点で重要な設備であることから、受注者側は品質マネジメント計画書を提出し、その手順書に従うこと。
- (3) 受注者に対する下記の受注者監査を実施する。受注者監査の実施結果に基づき、受注者に対して必要な改善を指示することがある。
  - (i) 特別受注者監査：事故・トラブル発生時に実施

#### 1.12 適用法規・規格基準

本設備は、原子炉等規制法の核燃料使用施設及び放射線障害防止法のRI使用施設である。従って、設計・製作・試験検査・据付調整等に当たっては、以下の法令、規格、基準等を適用又は準用して行うこと。

- ・原子力基本法
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）
- ・放射性同位元素等の規制に関する法律（放射性同位元素等規制法）
- ・労働安全衛生法
- ・日本工業規格（JIS）

#### 1.13 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別紙「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

#### 1.14 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者、下請会社等の作業員を除く第三者への開示又は提供を行ってはならない。

#### 1.15 安全管理

- (1) 一般安全管理
  - ・作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、材料、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。また、作業遂行上既設物

の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。

- ・ 作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- ・ 受注者は、作業着手に先立ち原子力機構と安全について十分に打合せを行った後着手すること。
- ・ 受注者は、作業現場の見やすい位置に、作業責任者名及び連絡先等を表示すること。
- ・ 作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- ・ 受注者は、本作業に使用する機器又は装置の中で地震等により安全を損なうおそれのあるものについては、転倒防止策等を施すこと。

## (2) 放射線管理

- ・ 受注者は、管理区域内で作業を行う場合は、原子力機構が定める安全管理仕様書を遵守しなければならない。
- ・ 受注者は、本作業期間中、心身ともに健康で身体に外傷のない作業員を従事させること。作業員の選定に当たっては、放射性物質取扱施設でのグローブ設置等の経験を有する者を半数以上従事させること。
- ・ 受注者は、受注後、監督者及び作業員についての経歴、放射線作業等の経験について提出し、原子力機構の承認を得ること。
- ・ 本作業を開始する前に、受注者側作業員は、原子力機構が行う保安教育を受けること。ただし、放射線に関する知識は、受注者側で教育すること。
- ・ 放射線管理及び異常時の対策は、原子力機構の指示に従うこと。

## 1.16 不適合の報告及び処理

本契約範囲内で不適合が発生した場合、受注者が定めた品質マネジメント計画の手順書に従うこと。不適合が発生した場合、「受注者不適合発生連絡票」にて下記事項について報告すること。

- (i) 不適合の名称
- (ii) 発生日月
- (iii) 発生場所
- (iv) 事象発生時の状況
- (v) 不適合の内容
- (vi) 不適合の処置方法及び処置結果

## 1.17 安全文化の育成、維持活動

受注者は、以下に示すような安全文化を育成し、維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく業務が安全に行われるようにすること。

- (1) 安全確保のためのひとりひとりの役割確認と安全意識の浸透

- (2) 構築物、設備及び機器の劣化、故障及びトラブル等に関する迅速な通報連絡
- (3) 施設、設備等の習熟（知識と技術）と基本動作（5S、KY、TBM等）の徹底
- (4) 本業務の実施における課題や問題点の速やかな情報共有、改善

#### 1.18 下請け管理

- (1) 受注者が一部を外注する場合は、品質に関する要求事項が受注者の外注先まで確実に要求・適用されること。
- (2) 受注者は、全ての下請け業者に契約要求事項を十分周知徹底させること。また、下請け業者の作業内容を把握し、製品および検査の質、工程管理をはじめとしてあらゆる点において下請け業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

#### 1.19 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 1.20 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

## 2. 技術仕様

### 2.1 一般事項

#### 2.1.1 製作する GB 型番、員数

ヨシダ社製 YSD-GB-2m<sup>3</sup>-cell（相当品）、2 台

既設の放射性物質用グローブボックス(ヨシダ社製 YSD-GB-2m<sup>3</sup>)と接続が可能なこと。

#### 2.1.2 負圧維持

GB では、 $\alpha$  線を放出する放射性物質を使用するため、通常グローブ操作、圧力変動、商用停電、機器の単一故障等の場合に負圧（ $-30 \pm 20$  mm Aq）が維持されなければならない。

#### 2.1.3 包蔵性

上記の負圧維持の他、HEPA フィルタ等の採用により、いかなる場合にも GB 内に放射性物質及び放射性物質で汚染された物質が閉じ込められていなければならない。また、包蔵性を

長期間確保するために材料選定を行うこと。

#### 2.1.4 雰囲気条件

GB は空気雰囲気とするが、以下の高純度アルゴンガス（循環）雰囲気に改造可能な設計とすること。

酸素：1ppm 以下、露点：-70°C（10 vol ppm）以下

#### 2.1.5 設置場所

FMF 地下 2F ラジオグラフィーセル操作室（管理区域）とする。ただし、詳細な場所については、機構側担当者と協議の上決定する。

### 2.2 仕様及び性能

#### 2.2.1 仕様

GB の仕様は YSD-2m<sup>3</sup>-cell に準拠するものとする。

##### ① RI 取扱 GB

寸法 : 2,000 mm幅×1,200 mm奥行×1,200 mm高（天井高さ 2,000mm の箇所に設置可能なこと。）

形式 : 両面全面パネル式、グローブポート各面 8 か所とする。ただし、遮蔽体及び他の GB との接続部を考慮し、取付け面、グローブポート数は原子力機構と協議の上、決定する。また、内部に遮蔽を配置した場合にも GB 内部の様子が観察可能なカメラの取付けが出来る構造とすること。取付可能位置は原子力機構と協議の上、決定する。

材質 本体：SUS304 ステンレス鋼。板厚は 4mm 以上とし、内面 #400 バフ研磨相当仕上とする。

窓 : ポリカーボネイト樹脂とし、板厚は 10mm とする。

グローブポート : ベークライト樹脂製、Oリング 2 本用とする

連結ポート : 既存の GB 及び②の GB と連結するため、両側面に外径約 300 mm の連結ポートを設けること。連結ポートは円形フランジを用いて隣の GB と接続可能な構造とし、ワンスルー方式によるアルゴンガス置換のできるエアロック機構を設け、ポート内部は可動式の金属製トレーを用いて物品の移動ができる構造とすること。

内部コンセント : 100V、2 口、1 箇所

電流導入端子 : 別途設置予定の内装装置との電氣的取り合いのための気密式接続ポートを設けること。個数は原子力機構と協議の上、決定する。これらのポートには閉止板を設置し、気密性を確保すること。また、GB 内外に別途端子盤を設置するための固定用ボルトを設置すること。

照明	: 外部照明 (LED) とする。
架台	: 普通鋼製とし、塗装仕上げとすること、脚部は床固定する。また、据付場所の耐荷重以下となるように必要な分散板を設けること。
遮蔽	: 鉛遮蔽 50 mmを窓面外部に設置できる構造とする。また、GB 内部を観察できるように窓を設置できる構造とする。鉛遮蔽は設計のみとし本契約の対象外とする。
安全系	: 負圧警報 負圧上下限にて警報発信すること 温度検出器 60℃にて警報発信すること (温度指示不要)。 予備回路 (3 個) なお、安全系の警報発信に伴い、安全確保あるいは機材の保護が必要な場合にはそのためのインターロック及び計器作動回路を含むこと。また、警報装置には無電圧接点を用意し、FMF コントロール室にて警報発信できるようにすること。
給排気系	: 給排気バルブ操作により、負圧制御を行うこと。 Rn 回収用の局所排気の接続が可能な構造とすること。 アルゴンガス循環精製装置と接続して高純度アルゴンガス雰囲気とする改造が可能な構造とすること。 GB への給気及び排気系統には HEPA フィルタ及び差圧系計を設置すること。GB からの排気は HEPA フィルタを経由して機構側担当者が指定する排気系に接続すること。ただし、排気系接続は契約対象外とする (機構側が許可取得後接続する)。
試料保管箱	: 使用中の RI 試料の保管のため、鉛製、厚さ 50mm、直方体状 (搬出入ポート及び連結ポートを通れる、できるだけ大きい形状とする)、蓋及び取手付きの試料保管箱 1 個を設置すること。

## ② RI 分析用 GB

寸法	: 2,000 mm幅×1,200 mm奥行×1,200 mm高 (天井高さ 2,000mm の箇所に設置可能なこと。)
形式	: 両面全面パネル式、グローブポート各面 8 か所とする。ただし、遮蔽体及び他の GB との接続部を考慮し、取付け面、グローブポート数は原子力機構と協議の上、決定する。また、内部に遮蔽を配置した場合でも GB 内部の様子が観察可能なカメラの取付けが出来る構造とすること。取付可能位置は原子力機構と協議の上、決定する。
材質	本体 : SUS304 ステンレス鋼。板厚は 4mm 以上とし、内面 #400 バフ研磨相当仕上とする。 窓 : ポリカーボネイト樹脂とし、板厚は 10mm とする。



- グローブポート : ベークライト樹脂製、Oリング2本用とする
- 連結ポート : ②のGBと連結するため、両側面に外径約300mmの連結ポートを設けること。連結ポートは円形フランジを用いて隣のGBと接続可能な構造とし、ワンスルー方式によるアルゴンガス置換のできるエアロック機構を設け、ポート内部は可動式の金属製トレーを用いて物品の移動ができる構造とすること。
- 内部コンセント : 100V、2口、1箇所
- 電流導入端子 : 別途設置予定の内装装置との電氣的取り合いのため、気密式接続ポートを設けること。個数は原子力機構と協議の上、決定する。これらのポートには閉止板を設置し、気密性を確保すること。また、GB内外に別途端子盤を設置するための固定用ボルトを設置すること。
- 照明 : 外部照明(LED)とする。
- 架台 : 普通鋼製とし、塗装仕上げとすること、脚部は床固定する。また、据付場所の耐荷重以下となるように必要な分散板を設けること。
- 遮蔽 : 鉛遮蔽50mmを窓面外部に設置できる構造とする。また、GB内部を観察できるように窓を設置できる構造とする。鉛遮蔽は設計のみとし本契約の対象外とする。
- 安全系 : 負圧警報 負圧上下限にて警報発信すること  
 温度検出器 60℃にて警報発信すること(温度指示不要)。  
 予備回路(3個)  
 なお、安全系の警報発信に伴い、安全確保あるいは機材の保護が必要な場合にはそのためのインターロック及び計器作動回路を含むこと。また、警報装置には無電圧接点を用意し、FMFコントロール室にて警報発信できるようにすること。
- 給排気系 : 給排気バルブ操作により、負圧制御を行うこと。  
 Rn回収用の局所排気の接続が可能な構造とすること。  
 アルゴンガス循環精製装置と接続して高純度アルゴンガス雰囲気とする改造が可能な構造とすること。  
 GBへの給気及び排気系統にはHEPAフィルタ及び差圧系計を設置すること。GBからの排気はHEPAフィルタを経由して機構側担当者が指定する排気系に接続すること。ただし、排気系接続は契約対象外とする(機構側が許可取得後接続する)。
- 試料保管箱 : 使用中のRI試料の保管のため、鉛製、厚さ50mm、直方体状(搬出入ポート及び連結ポートを通れる、できるだけ大きい形状とする)、蓋及び取手付きの試料保管箱1個を設置すること。

## 2.2.2 性能

耐圧	: +50 mm Aq~-200 mm Aq
気密性	: $1.0 \times 10^{-6}$ Pa・m <sup>3</sup> /s 以下 (ハロゲンリーク試験法)
	0.1 BOX Vol.%/h 以下 (大気圧比較法)

## 2.3 製作に用いる材料

発注者が指定する主要構造部材には、JIS 認定工場の発行する材料証明書を有する材料を使用すること。材料証明書には、原則として JIS 認定証の写しを添付すること。製作図、完成図の部材リストには、材料証明書に記載された材質を明記すること。

## 2.4 耐震設計

GB は耐震 B クラスを満たすものとする。設計説明書の中に、耐震設計を記載のこと。

## 2.5 現地据付調整

### (1) 一般事項

本設備の搬入及び据付調整に当たっては、安全管理仕様書に基づくものとする。

### (2) 現地作業

- ① 現地作業を実施する場合は、10日前までに作業工程表を提出して確認を得ること。
- ② 作業責任者を配置し、原子力機構における作業安全に係る規定、規則等の遵守を図り、災害発生防止に努めること。
- ③ 作業は、原子力機構の勤務時間内に実施すること。ただし、緊急を要し原子力機構が承諾した場合は、所定の手続きを行い実施すること。
- ④ 他の機器又は設備に損害を与えないよう十分注意すること。万一そのような事態が発生した場合は、遅滞なく原子力機構に報告し、その指示に従って速やかに現状に復旧すること。
- ⑤ 作業責任者は、現地作業終了後、速やかに作業報告書を提出すること。
- ⑥ 作業員は、十分な知識及び技能を有し、熟練した者を配置すること。また、資格を必要とする作業については、有資格者を従事させること。
- ⑦ 原子力機構の構内への入退域及び物品、車両等の搬出入に当たっては、原子力機構所定の手続きを遵守すること。

### (3) 作業範囲及び作業仕様

FMFのローディングドックより機材を搬入し、機構担当者指定場所に機材を据え付けること。その際のクレーン操作はFMF側担当者が実施するものとする。

## 2.6 試験・検査

本装置に関する試験・検査は以下の各項目を実施すること。

なお、以下の検査を実施するに当たり、事前に検査要領書を作成し提出するものとする。

### (1) 工場検査

- ① 項目：外観検査、員数検査、材料検査、寸法検査、気密検査、溶接検査(浸透探傷試験)、シーケンス検査
- ② 時期：機構側担当者と協議の上、FMFへの搬入前に実施する。
- ③ 方法：外観検査、員数検査 目視にて外観及び員数の確認を行う。

材料検査	主要構造部材（対象は別途協議）について、材質が製作図面どおりであることをJIS認定工場の発行する材料証明書で確認する。
寸法検査	受注者側が準備した測定器（金尺等）で代表寸法を測定する。測定器はトレーサビリティが得られているものとする。
気密検査	受注者側が準備した測定器でハロゲン漏洩試験及び気密検査を行う。
総合検査	警報発報が機能することを確認する。
- ④ 判定基準：機構側担当者と協議の上、仕様を満足するように検査要領書に定める。
- ⑤ 実施場所：機構側担当者と協議の上決定する。

### (2) 現地検査

- ① 項目：外観検査、寸法検査、員数検査、気密検査、シーケンス検査
- ② 時期：機構側担当者と協議の上、FMFへの搬入後に実施する。
- ③ 方法：外観検査、員数検査 目視にて外観及び員数の確認を行う。

寸法検査	受注者側が準備した測定器（金尺等）で代表寸法を測定する。測定器はトレーサビリティが得られているものとする。
気密検査	受注者側が準備した測定器で気密検査を行う。
総合検査	警報発報が機能することを確認する。
- ④ 判定基準：機構側担当者と協議の上、仕様を満足するように検査要領書に定める。
- ⑤ 実施場所：納品場所にて実施する。

## 2.7 特記事項

- (1) 原子力規制委員会規則第一号（平成31年3月1日）に基づき、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号(平成31年3月1日))に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、

適性検査、面接の受検等に協力すること。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

- (2) 受注者は原子力機構内施設へ製作物を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (3) 受注者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び所内規程等を遵守するものとし、機構が安全確保の為に指示を行った時は、その指示に従うものとする。なお、社内規程等については、所定の手続きを経て機構内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する場合は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。

連絡先：燃料材料開発部 集合体試験課

電話029-267-1919（代表）内線5697

- ① 大洗研究所 事業所規程
- ② 大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定
- ③ 大洗研究所 放射線障害予防規程
- ④ 大洗研究所 安全管理部長通達
- ⑤ 大洗研究所 燃料材料試験施設安全作業要領
- ⑥ 大洗研究所 品質マネジメント計画書
- ⑦ 燃料材料開発部 品質マネジメント計画書
- ⑧ 大洗研究所 環境配慮管理規則
- ⑨ 大洗研究所 事故対策規則
- ⑩ 燃料材料開発部 事故対策要領
- ⑪ FMF安全作業マニュアル
- ⑫ FMF現場対応班事故対策マニュアル

以上

## 産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案(以下「発明等」という。)に対する特許権、実用新案権又は意匠権(以下「特許権等」という。)を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。